

企画総務委員会 送付29-9

麴町保育園近接地の高層マンション建設計画への行政指導と
土地買い上げの陳情について

受付年月日 平成29年8月24日

陳情者 千代田区一番町会
町会長

麴町保育園父母の会
会長

麴町保育園父母の会一番町共同住宅新築工事対策委員会
委員長

他500名

陳情書

(趣旨)

千代田区議会におかれましては、日頃より千代田区の景観まちづくり及び子ども・子育て支援に関し多大なるご尽力を頂き、心より感謝申し上げます。

この度、麴町保育園から10mという隣接地に位置する、44.32坪という極めて狭溢(原文ママ)な敷地(一番町4-3、4-8)に、13階建て(高さ38.30m)の高層のマンション建設(「(仮称)一番町共同住宅」(千代田区一番町4-3、4-81))が計画されており、工事中及び完成後にわたり、近隣住民及び麴町保育園園児の安心安全を著しく脅かすものとして大変心配を募らせております。

既に、解体工事による騒音・振動により園児の午睡が阻害されるという深刻な被害も生じており、今後本格的な工事に伴う騒音、振動、粉塵などによる地域住民及び園児への健康被害は必至と想像されます。

また、本計画は、完成次第転売され賃貸住宅となる予定であり、民泊等に活用される恐れも高く、同地区がこれまで築いてきた良好な住環境やコミュニティの維持を甚だしく阻害するものです。

そもそも、同地区は、戸建てとファミリータイプのマンション、保育園から成る落ち着いた街並みを形成しておりますが、本計画の高さ38.30mは、このような千鳥ヶ淵に通ずる歴史ある番町の美しい街並みを著しく損ねる、周辺との極めて不釣り合いな計画です。

つきましては、貴議会には、地域住民及び麴町保育園保護者及び関係者の不安を重く受け止め、以下を講じて頂きますよう陳情申し上げます。なお、本計画については早ければ9月3日に建築確認が下りる予定のところ、早急なご対応をお願い申し上げます。

1. 事業主に対し、周辺の街並みとの調和及び園児の安全確保のため、建物の高さを旧建物と同じ6階建てとし、東側に窓を設置しないか小さくするよう指導を徹底すること。
2. 事業主に対し、園児の健やかな育ちを確保するため、午睡時間(正午から午後3時まで)の間、工事を中断するよう指導を徹底すること。
3. 事業主に対し、工事現場周辺における警備員の常時配置とその配置場所、数、期間等について保育園及び町会との事前協議を行うよう、指導を徹底すること。
4. 事業主に対し、園児登降園時間帯(朝7時30分～9時30分、夕16時30分～19時30分)の工事車両の通行をしないよう、指導を徹底すること。
5. 事業主に対し、風害対策やプライバシー保護のための植栽や目隠しの設置を行うよう、指導を徹底すること。
6. 事業主に対し、建物入居審査の徹底、入居者のごみ出し等地域ルールへの順守に係る建物管理に万全を期すことについて管理規約と重要事項説明書に明記するよう指導を徹底すること。
7. 事業主に対し、建物完成後、民泊禁止条項を管理規約と重要事項説明書に記載するよう指導を徹底すること。

8. 事業主に対し、建物完成後、保育園の運営上発生する生活音や子供の声に対して入居者が苦情を申し立てないよう、管理規約と重要事項説明書に明記させるよう指導を徹底すること。
9. 事業主に対し、建物完成後、バルコニーを含む敷地内における喫煙を禁止する状況を管理規約と重要事項説明書に明記させるよう指導を徹底すること。
10. 上記1～9への事業主の対応が不十分な場合、近隣住民及び園児の安全安心確保のため、区による当該土地買い上げによる計画中止措置を講じること。買い上げ後の土地は、地域の課題を解決する施設（迷惑駐輪対策等）として有効活用していただきたい。

平成29年8月24日

千代田区議会議長 松本 佳子 殿

2. 理由

(1) 工事に関する懸念

建築予定地は道路幅員が極めて狭く急な傾斜地である五味坂に面しており、工事に伴う大型車両や建機が安全に稼働する上でのスペースが確保されているとは到底言えません。五味坂は、現状においても道路幅員が狭い上に傾斜地で見通しも悪く、相互通行のため、現状においても日常的な交通量が許容限度を超えている状況です。このような状況下で、さらに本工事による大型工事車両の出入りが始まれば近隣住民及び園児が事故に巻き込まれる可能性が非常に高まると考えます。また、計画地と麹町保育園とは10mしか離れておらず、1年半余りに及ぶ長期の工事による騒音や振動は、子どもたちの発達過程において重要な午睡をはじめとする園生活を著しく脅かすものです。

(2) 完成後の建物使用に関する懸念

本計画は、13階建てで、高さ38.30mの建物を建築予定であり、10mという至近距離に位置する麹町保育園の園児の生活が覗かれたり、落下物による事故等が起きたりすることが容易に想像でき、園児の安全を確保する上で極めて不適切と考えます。

また、本計画では、ワンルームを中心として計20戸が予定されていますが、完成次第転売される見通しです。最近ではこうした建物が、民泊や性風俗に活用される事例も多々報告されているところ、本計画により近隣住民の安心安全及び麹町保育園園児の安全と健全な発達の機会が著しく阻害されることを強く危惧します。

(3) 景観

千代田区都市計画マスタープラン（一番町、三番町）では、「大きな空間や落ち着いた住宅地の雰囲気を活かし、質の高い住宅と生活に必要な店舗を誘導し、業務施設との共存する豊かな住環境、美しい街並みを維持・創出します」、と謳っています。本計画は、こうした千代田区による同地区のまちづくりの方針と大きく乖離するものです。

(4) 業者の不誠実な対応

事業主の第一リアルターによる早期周知説明会においては、工事中の安全対策及び完成後の建物の利用方針等についての質問に対しいずれも納得の行く説明が得られなかったばかりか、条例上最低限の基準を満たして一日も早く工事を着工したいという態度に終始しており、誠実な対応が全く見られません。住民・保護者及び教育長からの事業主宛の意見要望書に対してもほぼゼロ回答で、園児の午睡中の工事中断等の最低限の要望についても受け入れないなど、余りにもずさんで無責任な態度・対応であり、保護者や住民はこのまま建築が進むことに多大な懸念を有しております。

(以上)

企画総務委員会・子育て文教委員会 連合審査会

平成 29 年 10 月 25 日

4-3.

165.

1 報告事項

【環境まちづくり部】

(1) (仮称) 一番町共同住宅新築工事について

【資料】

【子ども部】

(1) 基幹圏の基本的な考え方及びその役割(案)について

【資料】

2 その他

千代田区一番町会

町会長 濱田 勝己 様

麴町保育園父母の会

会長 堀口 真由美 様

麴町保育園父母の会一番町共同住宅新築工事対策委員会

委員長 濱田 敦 様

(ほか624名様)

千代田区議会

議長 松本 佳子



企画総務委員会に送付された陳情書の論議結果について

提出いただいた陳情書については、8月31日の委員会において論議され、下記の結果となりましたので報告いたします。

記

陳情29-9 麴町保育園近接地の高層マンション建設計画への行政指導と土地
買い上げの陳情について

【論議結果】

まず、区の環境まちづくり部から、資料に基づき当該建築計画の内容及び手続きの流れについて説明がありました。

次に、区の子ども部からこれまでの経緯・経過について以下のとおり説明がありました。

「この建築計画について、事業主から最初に話があったのが5月31日で、早期周知条例に基づく計画の説明をしたいとのことだった。6月20日に最初の説明会が開催された。その際、現地に標識が設置されていない期間があったことについて保護者から指摘があり、6日間の周知期間延長ということとなった。6月24日に父母の会の総会が麴町保育園で行われ、当該工事の計画自体及び建物完成後の不安な点があるため、要望書を出していくことを総会で確認した。7月22日に2回目の保護者向け説明会が開催されたが、計画そのものの説明だけで終わり、保育園への影響に特化した形での工事中はどうなる、完成後どうなるといった具体的な説明がなかったため、紛糾した。その前日7月21日付で父母の会から教育委員会あてに要望書が出され、

教育長が受け取った。8月1日に父母の会から、8月2日に教育委員会から事業主へ要望書を提出し、8月9日に事業主から要望書に対する回答書が届いた。その後、8月10日に父母の会から区長宛てに陳情書が提出された。8月12日に父母の会の臨時総会が開かれ、(仮称)一番町共同住宅対策委員という別組織を立ち上げる決議、また区議会に陳情書と署名を集めて提出することが話し合われた。そして、8月24日に本陳情書が区議会に提出された。これまでの経緯、経過は以上であるが、麴町保育園については、近隣の住民の方々からの苦情があり、実は子どもたちが午後園庭で遊ぶことができていない状況である。今後も近隣住民の方々との関係を築きながら、子どもたちに対して安全・安心な保育ができるように努めていきたいという思いを込めた要望を、区教育委員会及び父母の会から事業主に出し、その回答が、事業主から資料のとおりに出てきたところである」との説明がありました。

引き続き子ども部から「麴町保育園父母の会、教育委員会と事業主との要望・回答のやりとり」について、資料に基づき説明がありました。

その後、以下の質疑応答がありました。

「園児の午睡の時間の確保のために、施工業者へどのような対応を求めてきたか」との質問に対し、「前の建物の解体工事業者は、12時から3時の午睡の時間については工事を行わなかった業者もあった。その後の業者は午後2時から3時程度までは工事が現在も行われていると園長から聞いている。また、園児たちが多少でも影響の少ないよう、保育園から見て西側の壁から少し離れた形で午睡をしているが、騒音や振動により起きてしまう園児もいると聞いている」との答弁がありました。

「午睡は非常に大切なものである。保育園と隣接したこの工事のケースで、午睡の確保に関する要望に対する回答は一般的なのか」との質問に対し、区から「子どもたちの健全な発育のため、午睡の時間は絶対死守したいという旨を事業主には教育長から申し入れしている。工事は極力中断するか、あとは騒音や振動がないものに限ってなら工事してもよいというところで、交渉をしていきたい。ただ、これが一般的かどうかはわからない」との答弁がありました。

「基幹園としての麴町保育園の園庭の使用状況はどうなっているのか」との質問に対し、区から「麴町保育園の園庭の活用状況としては、近隣住民の方々からの声があり、午後については活用を図れていない状況である。イベントや行事がある際には、申し入れを先にさせていただき、使わせていただいている。また、民間の保育園への貸し出しは、屋上園庭のプールの貸し出しはしているが、園庭そのものの貸し出しできていないという状況である。近隣の方々との地域の方々との関係もあるので、区でも知恵を出し、園長以下各保育士とも話し合いながら、今どういうことができるのかということについて相談をしているという状況である」との答弁がありました。

「陳情10項目について区はどう考えるか」との質問に対し、区から「陳情項目の1から9番目までについては、事業者に誠実な対応を求めたい」との答弁がありました。

また、「陳情項目の10番目についてはどのように判断したのか」との質問に対し、区から「行政施策の中で子育て環境を充実させるという思いの中で取り組んでいる。そのために土地を買う、お金を使う手法をすぐにとるというよりは、麴町保育園の使われ方の実態、午後からは使えない、民間の保育所の自由な活用ができない等々の問題について解決すべき行政として取り組まなければならない課題であると認識している。近隣の方々にもまずご理解いただく努力をすることから物事を始めなければならないと考える。基幹園としての役割が求められている中で、教育委員会としては、本来的なところでは法的にはかなり無理なところも、業者のほうに今回対応を求めている。まず業者との対応を重視した上で、よりよい子どもたちの安全、それから環境の確保に全力を尽くしていきたい」との答弁がありました。

「過去において、子ども施設周辺の土地を購入したという事例は、いつ、具体的にどのような事例があったのか」との質問に対し「過去に麴町保育園に隣接していた土地として2か所あり、まず、おひさまひろばと呼ばれていた土地で、平成9年3月14日、12億9,600万、面積は約460平米で、目的は区民施設の整備など、この地域の環境整備を目途として当該土地を購入した。もう一つはそのおひさまひろばの東側の3筆、あわせて面積は約225平米、金額は3億6,400万円、平成11年12月13日で、麴町保育園の敷地、さらに隣地とあわせ公共施設建築用地として有効活用が期待できるという理由で購入したものである。さらに和泉小学校に関しては、平成18年3月10日で、面積は約180平米、金額は1億3,852万で、理由は、当該土地が隣接区有地と一体活用ができ、地域の教育環境の向上の視点から有益と判断した。さらに旧飯田橋保育園の隣接の土地は平成12年7月13日、面積は約290平米、金額は3億7,100万円で、飯田橋西地区再開発の促進のためである」との答弁がありました。

「施工業者が決まらなければ、工事協定が結べないのか」との質問に対し、区から「例えば町会長と3者で工事協定を結ぶという例が一般的で、施工業者が決まらないと、なかなか細かい点で確認はとれない。施工業者が決まったら申し送ることとなっているため、事業主から施工業者に申し入れてもらうが、施工業者が決まってからとなる」との答弁がありました。

また、「建物売却後も相手先に必ず引き継ぎ、その引継書を相手先から担当課まで書面で提出させることとしているが、書面提出等については指導要綱等に定めがないので強制することは難しい。建築主との話し合いの中での取り決め内容については担保されるのか。約束した話の内容が実行される保障はないが、どう考えるか。要綱改正も必要ではないか」との質問に対し、区から「あっせんの中で、約束していただいたことは担保していただくということで、その後もその約束がきちんと引き継がれているかどうか区として確認していきたい。また、要綱から逃れようとする事例も多々ある。近隣紛争だけにとらわれず、大きなまちづくりも含め、きちんと検証・検討していく」との答弁がありました。

「子どもが健やかに育つための環境確保に関する条例には、区は子育て家庭、行政、企業、地域社会等の社会全体で子育てを支える環境の実現に努めるとある。保育園の隣にマンションを建設しようとする今回の事業主についても、子育てを支える環境の実現に向け努力をさせていくべきと考える。この条例を踏まえて、区は最大限の譲歩を勝ち取る責務があると考えがいかがか」との質問に対し、区から「建築紛争におけるあっせん、調停制度に関しては、両方歩み寄っていただくような方策を見つけていくところであるが、別の視点で、今回のような子どもの施設、福祉施設の至近に、このような建築物が計画された場合、ケース・バイ・ケースで行き当たりばったりという対応ではなく、大きな枠組みの中で仕組みを検討していくことも必要と考え、取り組んでいきたい」との答弁がありました。

「マンション工事中の心配と、建った後の不安の両方が入っている陳情だと思う。ワンルームマンションの場合は管理人もいなくて、区のお知らせなどがほとんど見れない、入ってこない、町会にも入らないという状況がある。建った後に転売されてしまったらどうにもできないという状況になる前に、建った後に1階のフリースペースやロビーの部分に区が立ち入れるようにして、区がきちんと広報できるよう、あらかじめ交渉できないか」との質問に対し、区から「あっせんの中で、今回は町会長と父母の会から出ているが、今後9月6日に地域の説明会をしたときには、まちやコミュニティへの参画という要望も当然出てくると思うので、あっせんの中でそのような対応をするよう促していきたい」との答弁がありました。

質疑を終了し、委員会として陳情の趣旨を踏まえ、

- 1 事業主に対し、周辺のまちなみの調和及び園児の安全確保のため、建物の高さを保育環境に著しい影響がないよう指導を徹底すること。
- 2 事業主に対し、園児の健やかな育ちを確保するため、午睡時間、正午から午後3時までの間、工事を中断するよう指導を徹底すること。
- 3 事業主に対し、工事現場周辺における警備員の常時配置とその配置場所、数、期間等について、保育園及び町会との事前協議を行うよう指導を徹底すること。
- 4 事業主に対し、園児の登降園時間帯、朝7時30分から9時30分、夕方16時30分から19時30分の工事車両の安全確保を指導徹底すること。
- 5 事業主に対し、風害対策やプライバシー保護のための植栽や目隠しの設置を行うよう指導を徹底すること。
- 6 事業主に対し、建物入居審査の徹底、入居者のごみ出し等、地域ルールの遵守にかかわる建物管理に万全を期すことについて、管理規約と重要事項説明書に明記するよう指導を徹底すること。
- 7 事業主に対し、建物完成後、民泊や受動喫煙に対する不安に配慮するよう指導すること。
- 8 事業主に対し、建物完成後、保育園の運営上発生する生活音や子どもの声に対して、入居者が苦情を申し立てないよう、管理規約と重要事項説明書に明記させ

るよう指導を徹底させること。

9 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例を踏まえ、あらゆる方策を尽くすこと。

以上の9項目に意見を集約して執行機関に対応を求めることとし、陳情審査を終了しました。

【担当】

千代田区議会事務局 議事主査 吉田

電話 03-5211-4296 (直通)

基幹園の基本的な考え方及びその役割（案）

1 基幹園の定義

区立の保育園 4 園、こども園 2 園、幼稚園 6 園の計 12 園を基幹園とする。

(1) 保育園

麴町保育園、神田保育園、西神田保育園、四番町保育園

(2) こども園

いずみこども園、ふじみこども園

(3) 幼稚園

麴町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園、お茶の水幼稚園、千代田幼稚園、昌平幼稚園

3500人
↓
7~800人
ふじみこども園

2 基幹園の基本的な考え方と役割

区の 0 歳児から 5 歳児の就学前児童の人口は、平成 29 年 9 月 1 日現在、3,535 人となっており、今後も教育・保育サービスの需要は高まることが想定されています。

平成 27 年度、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域型保育事業として小規模保育所や居宅訪問型保育事業などの多様な保育サービスを展開することで、その需要に応えていく次世代育成支援計画を策定しました。

また、平成 28 年度には人口の増加が著しいことから人口推計を見直して、需要数と供給数を増やしたところです。

そうした中、区立の基幹園の計 12 園は、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」や「子どもたちのための就学前プログラム」等に基づき、区内の子どもたちの発達・成長を支援するため、以下の方針のもとに取り組んでいきます。

(1) 安全・安心な施設環境の整備を進めます。

基幹園を利用する子どもや保護者が施設を安全に利用できるよう老朽化・劣化した施設・整備の保守点検や改修・建替え等を行うことで、施設・設備の確認及び強化に取り組みます。また、基幹園を改修・建替える際には、病後児保育室の併設が可能であれば、できる限り設置するように取り組みます。

具体的には、平成 28 年度は麴町保育園の新園舎整備（病後児保育室も整備）し、今後は四番町保育園の新園舎整備の際も病後児保育室の整備を進めていく予定です。

(2) 緊急時における子どものセーフティネット機能を保持します。

災害や事故等の突発的な事情や虐待等により、保育を必要とする子どもを安全に保護するため、区立こども園での緊急的な保育枠を確保しています。また、災害時の避難所として、基幹園の一部は地域防災計画に位置付けられていますので、その施設が安心・安全に利用できるように整備を進めていきます。

具体的には、保育を要する枠として、いずみこども園に 3 名枠、ふじみこども園に 4 名枠を設けて、緊急時に備えています。また、基幹園で、災害時の避難所として位置付けられているのは、保育園を除き、小学校と併設されているこども園 2 園と幼稚園 6 園です。

(3) 多様な保育施設等と連携・協力する体制を構築します。

区内の保育施設等の安定運営や機能拡充、保育水準の向上を図るため、認証保育所や地域型保育事業等を含む、多様な保育施設等間のネットワークを構築することで、区内の保育施設等が有機的に連携、協力し合える体制の構築と、私立保育施設等の支援に取り組みます。

具体的には、合同こども会や、区内保育施設連絡会、施設見学等を開催して、研修や情報交換の場を設けるなど、基幹園と私立保育施設の保育士が交流・連携できるネットワークを構築しています。

また、巡回指導員を通じて、園庭やプールのない私立保育施設については、基幹園の園庭・プールや、小学校・中学校などの区立施設の貸出、バスの貸出しなど、施設に関する支援の充実を図っていきます。

(4) 地域の子育て支援の充実を図ります。

保育所を利用しない・利用できない子育て家庭や地域で子育てをする家庭が抱える子育ての不安感・負担感・孤立感を軽減するため、子育て支援や地域における保育の取り組みに関する情報提供を行うことで、在宅や地域での子育て支援、基幹園以外の施設利用者に対する支援に取り組みます。

具体的には、基幹園での未就園児の身体計測や、人形劇や節分などの公開行事を通じて、地域の子育て支援に取り組んでいます。

この他、児童・家庭支援センターでは、児童館で乳幼児を対象にした子育てひろば事業や、親と子の絆プログラムなどを実施しており、こうした取り組みを継続・拡充することで、今後も子育て家庭の支援を充実していきます。

(5) 先駆的事業の研究・実践を強化します。

基幹園では、従来から実施されている教育・保育の提供等の研究・実践に向けた研究会での事例の発表を行っています。今後も区民の教育・保育ニーズの把握に努め、時代の要請に応じた先駆的な事業や教育・保育等の研究・実践の取り組みを私立保育施設等へ情報提供するとともに、運営支援の強化を行います。

具体的には、巡回指導員による就学前プログラムの教示や、NPO東京都公立保育園研究会の中で区立保育園・こども園の保育士が発表している研究・実践内容を、私立保育施設に情報提供するなどして、運営等に関する支援を行っています。

5選あり地 110㎡
3世会館 200
ふゆみい会館 140㎡

区立保育園・こども園の園庭面積と割合一覧表

園名	園庭面積 (㎡)	園庭面積 (屋上園庭含む) (㎡)	2歳児以上の 定員数(人)	1人当りの 面積割合 (屋上園庭含まず) (㎡/人)	1人当りの 面積割合 (屋上園庭含む) (㎡/人)	屋上園庭 面積 (㎡)
麴町保育園	177	325	76	2.33	4.28	148
神田保育園	330	330	91	3.63	3.63	—
西神田保育園	210	210	72	2.92	2.92	—
四番町保育園	230	431	72	3.19	5.99	201
いずみこども園	218	218	120	1.82	1.82	—
ふじみこども園	801	801	173	4.63	4.63	—

子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例

平成26年12月9日条例第17号

子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例

子どもの健やかな育ちは、親のみならず、今の社会を構成するすべての人々の願いであり、また、喜びである。

子どもは、大人とともに社会を構成する一員として、また未来の社会の担い手として、健やかに生まれ、育成されることが期待される。

子どもが健やかに育つための環境の確保は、将来に向けて希望のもてる社会の基盤づくりであり、未来への投資である。

とりわけ乳幼児の育成環境は、その後の子どもの発達に大きな影響を及ぼすことから重要である。

乳幼児の子育て支援は、誰もが等しく受けることができる公共的なサービスとして、保護者の多様な生活様式に合わせ、すべての子育て世帯に、それぞれの世帯の実情に応じた支援の手が等しく差し伸べられるものでなければならない。

子育て世帯の実情に合わせた多様な子育て支援の仕組みの中で、その形態や実施主体の違いにかかわらず、子育てを行うすべての家庭が、利用手続、提供される保育・教育、施設環境、利用者負担等において等しく良好な子育て環境を享受できるようにする必要がある。

千代田区内において、すべての子どもの最善の利益が実現され、子どもを産み育てることに優しく、子どもが健やかに育成される環境を確保するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもは大人とともに社会を構成する一員であり、また未来の社会の担い手であるという認識の下、子どもが健やかに生まれまた育成されるよう、千代田区(以下「区」という。)において、子どもを産み育てることに優しい環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- (2) 保育・教育サービス事業 子どもに対する保育若しくは教育又はその他の子どもの育成を目的として行われる事業をいう。
- (3) 事業者 区以外の者であって、区内において保育・教育サービス事業を実施するものをいう。
- (4) 保育等施設 区内に所在する幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第11条に規定する施設型給付費又は特例施設型給付費の対象とならないものを除く。)、認定こども園、こども園(千代田区立こども園条例(平成13年千代田区条例第35号)に規定するこども園をいう。)、認可保育所、法第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設、認証保育所(認可保育所以外の保育所で、東京都知事の認証を受けたものをいう。)、幼保一体施設(区立千代田幼稚園及び区立昌平幼稚園並びにこれらと一体的に運営されている保育施設をいう。)及び区の補助要綱に基づきその設置又は運営にあたり区から補助金を受けている保育施設であり、別に区規則で定めるものをいう。

(区及び事業者の責務)

第3条 区は、子どもの立場に立って、子どもの最善の利益が実現される環境が実現されるよう努める。

- 2 区は、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、子どもの人権が尊重され、子どもの調和のとれた人格の発達や情操を育む環境が実現されるよう努める。
- 3 区は、子育て家庭、行政、企業、地域社会等の社会全体で子育てを支える環境の実現に努める。
- 4 事業者は、区が目指す子育て環境の整備に協力するよう努めなければならない。

(保育・教育サービス事業)

第4条 保育・教育サービス事業は、すべての子どもが健やかに成長できるよう良質かつ適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 保育・教育サービス事業は、多様な育成の仕組みの下に、その形態や実施主体の違いにかかわらず、等しく良好な環境で行われることを目指すものでなければならない。
- 3 保育・教育サービス事業は、子どもの発達や学びの連続性を考慮し、小学校への滑らかな接続を目指すものでなければならない。
- 4 保育・教育サービス事業は、家庭及び地域との結びつきを重視したものでなければならない。
- 5 区及び事業者は、保育・教育サービス事業の質の確保及び向上に努めなければならない。

(事業者支援)

第5条 区は、保育・教育サービス事業の形態又は実施主体にかかわらず、等しく良好な環境が利用する子どもたちに提供されるよう、事業者の支援に努める。

(財政支援)

第6条 区は、事業者が実施する保育・教育サービス事業の質の向上を図るため、予算の範囲内において、施設運営並びに従事者の人材確保及び処遇改善に必要な財政支援を行う。

2 区は、区内において保育・教育サービス事業を実施しようとする者に対し、予算の範囲内において、開設準備のために必要な財政支援を行うことができる。

(施設支援)

第7条 区は、事業者が実施する保育・教育サービス事業の質の向上を図るため、区が保有する施設が活用できるよう必要な支援を行うものとする。

2 区は、保育等施設の種別にかかわらず子どもがのびのびと外遊びができるよう、事業者が運営する保育等施設の園庭の代替として活用できる場所の確保に努める。

3 区は、子どもが健やかに遊べるように、事業者が区の保有する校庭、園庭、公園及び児童遊園を子どものための遊び場として利用できるように努める。

(運営支援)

第8条 区は、区内において実施される保育・教育サービス事業の全体的かつ均一的な質の向上のため、事業者に対し必要な運営支援を行うとともに、区及び事業者並びに事業者相互間の交流に努める。

(手続支援)

第9条 区は、保育・教育サービス事業の実施主体にかかわらず保護者が円滑に利用手続を進められるよう、保護者及び事業者に対し必要な支援を行う。

(情報開示)

第10条 区及び事業者は、その実施する保育・教育サービス事業の内容及び運営する保育等施設の運営状況について、保護者に対し、必要な情報を開示し、適切に説明しなければならない。

2 区及び事業者は、その実施する保育・教育サービス事業について、地域の理解を得るよう努めなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

小林たかや

平成29年8月8日

小林たかや議員様

日頃から広報広聴活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、8月3日に行われた「出張！区長室」（麴町区民館）における「四番町公共施設の建て替えと仮住宅の建設計画」及び「麴町保育園隣地のマンション建設計画」についての発言内容（メモ）を送付します。

なお、大変恐縮ですが、明日（9日）から夏休みをいただきます。何かありましたら17日以降にお願いいたします。

広報広聴課長 七澤 将

四番町公共施設の建て替えと仮住宅の建設計画について

○四番町アパートの〇〇（女性）

四番町アパートは大変な予算を使い水道配管などの取り換え工事をしていただきましたが、四番町住宅の建て替えに合わせて四番町アパートも建て替えをするということを聞いてびっくりしている。税金をどのような考え方で使われているのか。私たちから建て替えをしてほしいという要望は出していない。仮住宅となる旧麴町保健所は両サイドビルに囲まれているところで、生活するところではなく、納得できない。これは取りやめてほしい。

○平河町在住 〇〇（女性）

旧麴町保健所の仮住宅の件は去年の10月に知らされた。平河町は公共施設が一切なく、あるのは麴町中学だけです。唯一の公共施設が麴町保健所だった。今は閉鎖されて、跡は何になるんだろうとっていて、いつかアンケートとかで意見を聞いてくださるのかと思っていたのに、昨年10月に40メートルの12階建てで、20億円かけて3年間しか住まない建物ができることを知った。

私は、こんな大事なことをもっと事前に周知してください。住民にアンケートもとってほしいと要望した。そして、近所の人たちと議会に陳情書を提出しました。

12月には意見を聞く会を開いてくれたが、建物についての説明であり、私たちが何を建ててほしいかの話は一切ありませんでした。全く公共施設がない平河町に、なぜ3年間で20億円かける、しかもその後の使い方もわからないような建物を建てるのか。税金の使い道として正しいのでしょうか。永田町、平河町の人に何のアンケートもとらないで、このような話を強引に進める行政のやり方はいかななものか。住民の意見を反映した建物を建てていただきたい。

○猿楽町在住 〇〇（男性）

四番町の建て替えについては、仮住宅の建て替えで20億、複合施設で60億、合計80億を使うことになる。そういう予算の使い方が区民にとってよく見えない。いろんな意見があるなら区が音頭をとって説明会なり、住民の話し合いの場を作ればよいと思う。

（区長）

お話は、受け止めさせていただきます。様々な方々の意見を聞いて判断をさせていただきます。ただ、仮住宅に関しては、今回降ってわいたように出てきたわけではない。十分な説明がされてなかったのかもしれないが、議会でも議決をいただいて進めている経緯がある。しかし、皆様のところに正確に、こちらの考え方が伝わっていないとするならば、改めてしっかりと皆様方のご理解を得るような対応や説明をさせていただきます。

出張！区長室 (8/3 麴町区民館)

麴町保育園隣地のマンション建設計画について

○麴町保育園父母の会 ○○ (女性)

麴町保育園の隣の狭い敷地に縦長のマンションの建設計画がある。説明会で工事については安全・安心に配慮してほしいという要望をしたが「計画に沿って進めているので聞き入れられない」と言われている。区からも業者に対して指導をしてほしい。また、可能であれば、土地を区で買い取ることも含めて検討してほしい。例えば、子ども食堂、24時間営業の保育施設「トワイライト」、高齢者や児童の居場所づくりなどに活用してほしい。

○麴町保育園父母の会 ○○ (女性)

これまで2回の説明会に参加したが、「完成したら第三者に一棟売りして賃貸マンションにすることが決まっています、あなたたちが何を言っても変えられない。建築基準法に則って工事を行っています。」との一点張りで、どうしてよいのかがわからない。(区が)土地を買い取り、そして多世代で交流できるような、待機児童を解消できるような施設を建設してほしい。

(区長)

事業者に対しては、近隣の皆さんや保育関係の利用者の方々に十分な説明をし、保育園の利用に支障がないように工事をしてもらいたいということをこれから指導していきたい。

また、麴町保育園を作るときに近隣の人たちの要望を受けて、区は当初の計画より低い4階にすることを守った経緯がある。皆様もその経緯があることを開発事業者によく話してほしい。我々もそういった思いで対応していきます。